

淀川水系流域委員会 第19回委員会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

池淵委員 西野委員 吉田委員 米山委員

日 時：平成15年3月27日(木) 18:10~19:40

場 所：国立京都国際会館 1階 アネックスホール1

庶務 (三菱総合研究所 新田)

大変長らくお待たせいたしました。只今より、淀川水系流域委員会第 19 回委員会を開催させて頂きたいと思っております。

私、司会進行を務めさせて頂きますのは、庶務を担当しております三菱総合研究所の新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はテーマ別部会、委員会の同日開催ということで、既に 4 つのテーマ別部会が開催されており、その内容等については後ほどご報告頂くとして、最後に委員会を開催するという事によろしくお願いいたします。

本日は、オブザーバーとして寺西俊一様にいらして頂いています。寺西様は、後ほど委員の追加ということで皆さまのご承認を得られましたら、淀川水系流域委員会の委員として就任される予定となっております。よろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つかの確認とお願いをさせて頂きたいと思っております。本日は、テーマ別部会等を開催させて頂いております。その関係上、全ての資料を共通ということで、委員の皆さま、或いは一般傍聴の方々、既に資料の方を配付させて頂いている方々が大半かと思っておりますので、まことに申し訳ありませんが、資料につきましては確認を省かせて頂きたいと思っております。議事次第の下の方に書いてある資料を順次配付させて頂いております。

委員の席の方には、河川管理者の説明資料関係ファイルということで、説明資料(第 1 稿)や、それに関係するものがとじられております。もう 1 点、説明資料(第 1 稿)に関わる具体的な整備内容シート、いわゆる個表といわれるものをそちらの方に置いております。また、前回の委員会で改正しました規約についても置いております。過去の議事録等につきましては、両サイドのいすの方に置かせて頂いております。

一般意見の報告ですが、参考資料 1 の方に、「委員および一般からのご意見」ということでまとめさせて頂いております。2 月 21 日から 3 月 25 日の間に 10 件の意見が寄せられております。詳細は、ご覧頂ければと思っております。

あと、発言にあたってのお願いですが、委員の方々は既にマイクで操作をされていると思いますので、緑色のボタンを押して、赤いランプがついてから、よろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、本日は 19 時半をめでに終了させて頂きたいと思っております。本日は、朝からテーマ別部会等を開催いたしておりますので、委員の方々はお疲れかと存じますが、最後までよろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、審議に移りたいと思っております。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長

本日は、早朝からテーマ別部会を開催しまして、皆さま大変お疲れのところと思いますが、もう少しがんばって頂きたいと思っております。1 時間半くらいで終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初の議題は委員の追加についてです。資料 4 をご覧頂きたいと思っております。2 月 6 日に開催しました第 19 回運営会議におきまして、環境経済学と行政法をご専門とする委員を補充

する方向で候補者を検討することになりまして、第 20 回の運営会議におきまして寺西俊一氏（環境経済学）と田村悦一氏（行政法）が推薦されまして、規則によりまして、委員会に委員として追加を諮るということに決まり、本日推薦しているわけです。ご経歴につきましては、資料 4 の 2 ページ以降に書いてありますが、寺西氏につきましては既にオブザーバーとして第 1 回の環境・利用部会、第 2 回環境利用・部会にもご出席頂いておりますし、田村悦一氏につきましては第 2 回住民参加部会を一般傍聴としてご出席頂いております。皆さま、ご承認頂けるでしょうか。

ありがとうございます。寺西委員、田村委員、よろしく願いいたします。

それから、もう 1 つの件ですが、長田委員より委員を辞任したいという申し入れがありました。この件に関しましては、以前から一身上の理由で辞任したいとおっしゃっていたわけですが、改めて申し入れがありまして、これ以上無理を言うわけにいかないと思っております。

皆さまのご了承を得て承認したいと思います、いかがでしょうか。これは、国土交通省の方から委嘱されておりますので、ここで承認すれば、手続を本人にして頂きたいと思っております。よろしいでしょうか。それでは、ご承認をお願いいたします。

次に、資料 1 の第 18 回委員会以降の状況報告について、庶務の方からご説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

有馬委員の住民参加部会への所属についても、ご承認の方をお願いいたしたいと思えます。資料 4「2. テーマ別部会委員の追加について」ということで、有馬委員におかれまして、住民参加部会委員への追加をお願いしたいという要望がありましたので、本日この委員会でお認め頂ければ、住民参加部会の正式な委員ということをお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

芦田委員長

よろしいでしょうか。

それでは有馬委員、よろしく願いします。

資料 1、第 18 回委員会以降の状況報告について、庶務から説明願います。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料 1 の説明]

芦田委員長

本日は、朝から各テーマ別部会で検討をして頂いたわけですが、その情報交換を委員会でやろうと思っているわけです。各部長の方から 10 分間くらい説明して頂いて、その後、意見交換をしたいと思えます。今日は、非常に早朝から、しかも熱心に議論して頂きまして、すぐにとりまとめというのはちょっと酷ですが、特に他の部会との調整を必要とするような

ことを中心にお話し頂ければありがたいと思いますが、よろしくお願ひします。
まず、最初に開催されました利水部会、池淵委員の方からお願ひします。

池淵委員

第1回の利水部会の結果概要を添付させて頂いておりますが、そこで我々の利水部会の中でキーになるものとして「水需要管理」という言葉があります。2年間にわたって議論をしてきたわけですが、従前、水の供給管理を主として行ってきた河川管理者に、これから水需要管理の立場でも踏み込んでもらう、そういった内容に関する論点というような形で意見交換をさせて頂きました。

水需要管理というねらい等を十分認識しているものの、淀川における水需要は抑制されるべきだということ、それから今までの水利用システムを変えるべきではないかというご意見が出されました。ただ、目標としてどこまで抑制すべきかといったことについては、いろいろ具体的な内容なり展開も含めて検討しなければならないというようなことです。それから、河川管理者として、幾つか説明資料を頂いているわけですが、そこでは供給量の変動が視野として入っていないこと、水需要の精査確認の中で、資料としては用途転用としての工業用水を対象とした資料説明を頂いているわけですが、水需要管理を考える上において、水需要の実態なり、水需要の予測といったものをもっと出してもらいたいし、出すべきではないかということでした。

この精査確認というものに基づいた資料の提示を早めて頂きたいという議論させて頂いております。その中で、1つには、精査確認した上でどうするのか、より具体的な展開をするためには水需要構造を把握する必要があり、またそれができるのではないかというような議論を頂いております。

水需要管理のうち、供給管理を主として担当をしておられる河川管理者にできること、できないことについて審議していく方向で展開をしていくべきではないかというようなことを検討をしてくれているところです。

それから、資料2-1の16ページ、17ページに掲げさせて頂いている論点、特に水需要管理の具体的検討に関する論点や、水需要を抑制して、河川から取る取水量を抑制する、そういうこととあわせて、我々はその環境流量とセットとして環境面への関わり、そういった形のものを出していくべきではないかと議論をしているところです。精査確認の内容をもう少し早目に出して頂き、河川管理者の範囲だけにとどまらず、水需要管理というものをとらえていくべきであり、またそういう発言をしていくべきではないかという意見の展開をさせて頂いております。

今日は水需要管理の内容なりイメージについて、意見交換すると同時に、先ほど申しましたような水需要の抑制を展開する上において、水需要の実態等の精査確認の内容等も提示させて頂きたいというリクエストを再度させて頂いたということです。

芦田委員長

どうもありがとうございました。ご質問とかご意見はありますでしょうか、一通り部会

のご報告を頂いた後でやりたいと思いますので、引き続きまして治水部会の今本部会長からお願いします。

今本委員

第1回治水部会では、委員からの質問に河川管理者が答えるという形で進められました。しかし、そういう進め方ですと、非常に多くの質問が出ていますので、とても部会が進まないということから、今後は委員からの質問は文書で出してもらって、文書で河川管理者が答える、それを他の委員も見て、できるだけ情報を共有する、なおかつわからなかった場合には、直接河川管理者に説明を個人的にお伺いするという事で、従来のやり方を変えました。

できるだけ議論をしようということで、今日の部会では理念の転換に重点を置いた議論を行いました。これまでの治水の理念は、計画洪水に対して水害の発生を防止しようということが目的でした。これに対しまして、淀川水系流域委員会の提言では、超過洪水を考慮した治水、自然環境を考慮した治水、地域特性に応じた治水安全度の確保という3つを提案しております。

1番目は、超過洪水を考慮した治水、これは、どのような高水に対しても壊滅的な被害を回避しようということで提案しているわけですが、ここで問題になりましたのは超過洪水という言葉です。超過洪水というのは、あくまで対象とする洪水があって、それを越えた規模の洪水を超過洪水とっているというものです。どのような洪水に対しても壊滅的な被害を回避するということになりまして、対象とする規模が関係なくなってくるわけです。最初は、そこについての議論を行いました。両方とも内容は全く同じですが、どのような洪水も防ぐという場合には「超過洪水」という言葉はわかりにくいという考え方と、考え方を変えたということを明確にするためには「超過洪水」は使いたくないということで、これはどちらでもよいのではないかとということで、河川管理者からの説明に対しましては納得いたしております。

2番目は、自然環境を考慮した治水についてはどうするかという点です。1つの考え方として、治水に大きな影響を及ぼさない程度の配慮をしようという考えがありますが、それではとても駄目だということで、最初から、治水と環境を両方とも考えながら、それぞれを満足させるやり方という方向を探りたいということで、これも河川管理者とほぼ同じ認識です。

3番目は、地域特性に応じた治水安全度の確保についてです。これは、超過洪水と共通するところですが、どのような治水安全度をしたらよいのかという点です。1つの考え方は、既往最大洪水ということです。既往最大の洪水に対しても水害が発生しないということです。これは、確率の問題とは違った意味ですけれども、要するに計画規模ということを決めることに他なりません。しかし、既往最大というのは、これはかなり規模の大きなものでして、それに対して水害が発生しないようにするという事は、あと何年かかるかわからないということになります。

では、そのためにどうしたらよいのかということです。「地域特性に応じた」と一言で言いますが、何を以て治水安全度を確保していくのか、これは流域委員会で規定することはできません。やはり地元の状況、或いは実際に可能かどうか、そういったことを総合

的に判断して河川管理者がおやりになったらよいでしょうというのが、1つの結論ではないかと思えます。

いずれにしても理念については、河川管理者と委員会とはほぼ同じ考えに立っているということが、本日の確認された成果です。以後、具体的に河川整備の方針、或いは具体的な整備内容ということに入っていくわけであります。しかし、問題はダムについてです。ダムについては、治水だけではなく、利水、或いは環境、いろいろな部会と関係する問題ですので、これをどのように検討していけばよいのかということがあります。ダムについては、提言ではあらゆる代替案との比較のもとにというようなことを記しています。その比較が出てくるのかどうかです。現在、ダムについての河川管理者からの具体的な説明はありません。それに対して、どの程度の時間をとって検討するのか。これがこれからの課題であります。これまでの流域委員会の、この提言に費やした努力から考えましても、できるだけ最終的な意見も拙速に陥ることなく真剣に議論できる時間を与えて頂きたいと考えております。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

続きまして住民参加部会、三田村委員をお願いします。

三田村委員

住民参加部会からご報告申し上げます。

第1回は、本日議論になっております説明資料(第1稿)に対する、私たちの意見をどのようにまとめていくかというために主たる分担を委員の中で決めました。それと、従来からの宿題になっております別冊の提言がありますが、それを主にどなたにやって頂こうかということになり、川上委員をリーダーにしてワーキンググループを立ち上げました。それを受けて、本日の第2回の住民参加部会が行われました。

従いまして、先ほどからご説明がありますように説明資料(第1稿)に関する意見交換と、それから別冊に関する意見交換の2つが住民参加部会の内容です。

まず1つ目の、説明資料(第1稿)に対する意見交換のご報告を申し上げます。先ほどから資料をご説明頂いていますように、私どもの部分は資料2-1の18ページから21ページまでです。私どもの住民参加に関わる部分は、幾つか全体に関わって参ります。18ページからにありますように計画策定とか環境分野、治水分野、それから利水、利用、それからダムと抽出いたしました。

まず初めに、計画の部分から入ったわけですがけれども、河川レンジャーの部分で議論が集中されまして、環境分野にまで至りませんでした。それは、次回以降ということになっております。

河川レンジャーについて意見が出ましたのは、河川レンジャーの目的等が本当にこれでよいのだろうかということ。それから、河川レンジャーという言葉そのものも、私どもの提言の中にこういう言葉を仮称としてつくっておりますけれども、それでよいのだろうかということがあります。誤解を生まないような名称を考えるべきではないかということ。です。

それから、拠点になる流域センターというのを提言の中で挙げておりましたけれども、うまく機能するような拠点をつくっていくべきではないかという議論もありました。河川レンジャーが関わるべき問題として環境学習があるだろうというご意見がありました。この環境学習も、真の環境学習ができるような河川レンジャーシステムにしたいということです。行政が考えたものだけではなくて、住民が関わった河川レンジャーにして頂きたい、少なくとも、信頼されるような河川レンジャーシステムにして頂きたいという、その辺で議論が集中いたしまして、次のところに移れなかったということです。

それからもう 1 点、宿題の別冊の提言についての意見交換ですが、これは、4 月 21 日の委員会に提出する約束になっております。従いまして集中的に、川上委員をリーダーにいたしまして、住民参加部会の中のワーキンググループで作成して頂いた中間報告をご報告して頂きました。「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について」というタイトルです。意見交換いたしましたところ、「関係住民」という言葉がありますが、その言葉が誤解を生みやすいので定義しておく必要があるだろうとか、それから計画策定までのフローについて議論がありました。

およそそのようなところですが、別冊につきましても 4 月 11 日、或いはそれで意見交換が未了になりました場合には 4 月 18 日の予備日を想定しております。それをもって、4 月 21 日の委員会に上げさせて頂いて提言したいということです。1 つ目の、説明資料(第 1 稿)に関しては同じように並行させて頂いて 4 月 11 日。もし、それで大筋もまとまらなければ 4 月 18 日と考えております。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

引き続きまして、環境・利用部会につきまして宗宮部会長からお願いします。

宗宮委員

環境・利用部会は、先回第 1 回の会議で 3 つの検討班をつくらせて頂きました。と申しますのも、この部会は 31 名の委員がいらっしやいまして、環境と利用をまとめて話をしていたのでは、なかなか結論が得にくいのではないかということから、検討班をつくらせて頂きました。それぞれ班の各リーダーのもとで議論をして頂いた後、全体部会の中でご報告頂いて、部会として全体の意見をまとめるという進め方で、本日第 2 回目の部会を開催し、3 つの部会でそれぞれ話をいたしました。

検討班は、自然環境班、水質班、それから利用班の 3 つです。これは、資料 2-1 の 1 ページ目に書いてありますが、自然環境班のリーダーが川端委員ですが、本日いらっしやいまして、サブのリーダー西野委員の方に今日はお願いいたしました。水質班は私です。それから、利用班は梶屋委員をお願いしておまとめ頂くということで進めさせて頂きました。

約 1 時間にわたって各班で検討を頂いた後、また全ての委員が 1 カ所に集まりまして部会を開くということを行いました。ですから、班の全体の報告を私 1 人では説明し切れないところがありますが、資料 2-1 の 2 ページから、関連するところを全部挙げますと 14 ペー

ジまでであるこの内容について、一応は議論されたということです。

第1のスタンスとしては、基本的な考え方、理念のあり方自身に問題はなかるかということでした。それから提言集と、いわゆる説明資料との間の齟齬があるかないか、抜け落ちたところはないだろうか、主としての追加すべきものがあるかないかという辺りを中心に今日は話をして頂きまして、具体的な話に入ることが各班なかなかできなかったという状況です。

簡単に申し上げますが、例えば自然環境班の方は、資料2-1の3ページに7)、8)、9)、10)が考えるべきポイントではなかるかということで挙げて頂いて、ここらを議論して頂き、また理念転換の辺りの中身についても、今日は詰めて頂きました。

また、説明資料(第1稿)の中で抜けていることとして、計画中のダムについての言及がない、直轄河川以外の小河川についての配慮が抜けているのではなかるかという話が出されておりまして。後は、西野サプリーダーの方から追加して頂くことにいたします。

次に、水質班の方ですが、資料2-1の12ページにあります、1から5を論点として提示いたしましてお話をさせて頂きました。あえていうと、河川管理者自身として独自の水質基準的なものがあってよいのではないかという辺りから、理念をつくり直そうということができ上がり、また水質管理をリアルタイムでやっていくということが河川管理者の仕事として本当に立ち上げることができるかどうかという辺りの議論をかなりいたしました。個々の具体策にまでは話を詰めることはできなかったのですが、いずれにしても次回、細かい話を詰めようということで進めております。

それから、利用班ですが、これに関しましては資料2-1の13ページ、14ページに書いてあるような考え方、検討の順番、それから検討事項等ずらっと並んでいることを考え、議論して頂いたわけですが、いずれにしろ、やはり利用のあり方について何らかの基準的なものが要るということでした。ある意味では、ガイドライン的なものをつくらないと、利用をどう位置付けていくかということが明確になってこないのではないかという話がありました。この辺についても、再度また榭屋委員の方からでも簡単にご報告頂けたらと存じます。

西野委員、何かありましたら、僅かな時間ですが頂けますか。

西野委員

自然環境班では、資料2-1の2ページの、提言の理念転換のところ、5項目挙がっているのですが、それが説明資料の方に含まれているかを中心に議論しました。その中で5つあるわけですが、いずれも十分反映されていないのではないかという意見でした。特に、河川管理者もお認めになられたのが1番目の、これ以上生物を減少させないという項目で、生態系の構成要素と生態系の機能について、河川管理者は認識していないのではないかという点です。

もう1つが、人間は自然が自然を、川が川をつくる手助けをするという視点について、説明資料(第1稿)には書かれていないのではないかというご意見でした。

芦田委員長

どうもありがとうございました。柵屋委員、補足があるのでしょうか。

柵屋委員

河川管理者から出ています説明資料(第1稿)の中で、水面の利用については淀川水面利用協議会を活用する、河川敷については河川利用委員会(仮称)を設置するとあります。舟運は検討していきますと具体的な話を書いてあるのですが、その辺の枠組みをどう考えるのかということをも最初に議論しなければいけないのではないかと提案がありまして、それについて河川管理者から説明をして頂きました。

その中で特に、河川敷の河川利用委員会のあり方について議論が集中いたしまして、例えば堤内地、堤外地も両方とも考えるのかとか、先ほどのガイドラインの話とか、いろいろな意見が出ました。その結果は、最終的には一応こういう委員会だとかに関して委員から意見を出してもらったらどうかということで、意見を出してもらおうということにいたしました。

それから、次回以降は、今回議論できなかった、例えば漁業の問題とか、水陸移行帯の問題とか、そういうことは議論しなければならないということと、もう一つは、利用委員会というのは住民参加部会でいろいろとやっているから、やはり情報を共有しなければいけないのではないかなというお話がありました。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

皆さま、非常に熱心に議論して頂き、いずれも提言に書いた理念が説明資料に生かされているかどうか、その辺りを中心に今日は議論して頂いたと思います。従いまして、個々の整備のあり方とか詳細につきましては今後の議論に任せるということだったと思います。

これから意見交換をしたいと思いますが、委員の皆さまのご質問、ご意見がありましたらお願いします。

畑委員

利水部会の池淵委員にお伺いしたいのですが、先ほどのお話では、利用者サイドに対して、水の需要量に関しての資料を提出して頂くような要望を出されるということにお聞きしたのですが、もしそういうことであれば、どういう形式でやられるのかとお伺いしたいと思います。単に資料として提出されただけで、データとして信頼し得るデータが本当に集まるのかという気もします。かといって計測するということになりますと、大変な費用がかかってくるのだらうと思います。その辺りの方法論的なところを教えてくださいたいと思います。

それから、農業用水等に関しましてです。地域にとっては、住民に非常に親しまれた水路がありますが、非かんがい期には水をカットせざるを得ないという状況で、生物の生存上も非常に問題になっているところです。最近、環境用水的な配慮として、いろいろ考えて頂いているようなのですが、より積極的な生物生存を配慮した、或いは地域にとっての

生活用水として非かんがい期における利用という面を考慮して、河川水に余裕がある場合には、水を配分して頂くとかというようご検討を部会の方でして頂ければ幸いです。

池淵委員

今のご質問とご指摘ですが、説明資料(第1稿)として水需要の精査・確認について今のところ出てきておりますのが、工業用水の内容と、それをどう転用して用途間変更等ができるかどうかという形の資料として頂いている次第です。上水道とか農業用水の取水量については、それなりに抑えられているデータを用意頂けるのではないかと考えています。

ただ、水需要量、使用量ということになって参りますと、地下水等いろいろな水源等がありますけれども、それから還元量がどこまで提示できるかどうか。我々も要求はしています。できたら期別に、それから河川の縦断方向にある程度出てくることを含めた精査・確認をと思っはいるのです。できる早くという形をお願いをしたということです。

それから、特にかんがいの水量の実態が河川管理者で全てカバーできるのか、或いは精査・確認という内容からするとレベルが落ちるのかもしれませんが、出し頂けたらというような意味合いをお願いしているところです。

また、地域用水というものを水需要管理の中でどこまで扱うことができるのかは、まだこれから議論しなければならない具体的な事項としてはあり得るのかなとは思っております。

畑委員

農業用水に関しましては、需要量のかんがい期間中の変化とか水利権水量としては、はっきり期別の流量等はわかっており、報告もされていると思います。そういうデータを新たにまた報告を求められるのか、繁雑なデータ収集に終わってしまって、協力は得られるでしょうけども、面倒な事だということで終わってしまうと思います。

むしろこれからは、計測をして、必要とされる流量がきちんと把握されていくというのが今後のあるべき姿だろうと思います。そういうことを含めまして、必要な流量として、農業用水の地域用水的な、生活用水的な機能を十分に考慮して頂きたいという先ほどの要望につながっております。

荻野委員

今の話に関連したことです。池淵委員の説明がありましたように、水需要管理が我々の部会のキーワードです。水需要管理とは何かについてもう少し議論しなければいけないことですが、いずれにしても精査・確認を急がなければならないということは、部会として確認したことです。

これは私の個人的な意見になるのですが、説明資料(第1稿)の27ページ、「5.6.2各ダムの整備内容」というところに、精査・確認ということが出ています。これは特に現在計画中、或いは工事中のダムについては、なるべく早い時点で結論を出したいという気持ちが皆さまおありであろうかと思ます。その時に、特に水道水の拡張がこのダムの計画の中に入っております。それぞれのダムについて、精査・確認と説明資料(第1稿)には書いて

頂いているのですが、なるべく早い段階でデータを頂いて、内容をきちんと検討しなければならないのではないかと考えております。

現在、水需要に関して、淀川の特異性と昨今の経済事情も含めてきちんとしたデータ、取水実績に基づいた精査・確認をすることが何よりも先に進まないといけないことではないかということです。

芦田委員長

河川管理者の方にお聞きしたいと思います。今日、各部会とも理念についての提言と説明資料(第1稿)との間の関係を中心に議論されて、不足しているところがあるのではないかといい意見が出ているわけですけど、それについて河川管理者の方はどのように受け止めて頂けるかお聞きしたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

1つだけ申し上げます。

今日、部会に分かれて議論させて頂いた中で、不足しているところ、或いは、まだこれでは議論に入れないというご指摘もあったかと思っております。

ご指摘のあったところについて、我々は今日の部会の中で、それは説明資料(第1稿)に書いているつもりでいますというような受け答えをさせて頂いたところもあるかと思っておりますし、今後その辺を組み込んだ文書に直していきますという答えもあったかと思っております。利水の精査・確認の話にしても、今あるデータからまずお示しして、議論の土台に乗せて頂くということになるのではないかとと思っておりますが、それぞれのご指摘のあった物事別に、それぞれ対応が違っているかと思っております。

嘉田委員

全体にわたることですので、発言させて頂きたいのです。住民参加部会で議論しなければいけないことだと思いますが、河川整備計画を社会に出していく時の「言葉の問題」というのをいつも気にして頂けたらと思っております。

例えば、「水需要管理」というのは、そのまま社会に出して理解して頂けるのだろうかということがあります。例えば、「節水社会づくり」とかというような言葉で、少なくとも子どもたちにもわかるくらいの普通の言葉にして欲しいと思います。それから、典型的なのが「洪水被害ポテンシャルの低減化」という言葉で、これは私ども委員でさえも、ある意味ではわかりにくいのです。これは例えば「洪水に強い地域社会づくり」という言葉にして頂くなど、言葉の問題を皆さまの問題としてお考え頂けたらと思っております。厳密には異なるかもしれませんが、社会で受け入れられる言葉が重要です。

いつも同じことを申し上げていますが、どうしても頭^{アタマ}言葉、行政管理言葉、研究者言葉ばかりが並んでいるのですけれども、せめてこれから河川整備計画を社会に出していく時には、「社会で通用しやすい言葉」に工夫をして頂けたらと思っております。

芦田委員長

非常に重要な指摘ですが、河川管理者の方、よろしくお願いします。

本多委員

これは庶務へのお願いということになるのか、それとも住民参加部会へのお願いということになるのかわかりませんが、資料2-1を使って住民参加部会の論点について議論を行いました。その際に、例えば1行目にも書いていますが、方法はこれでよいのかというようなことで、「これ」というのは何なのかというような議論があったのです。

私のお願いなのですが、自然環境班の資料が同じ資料2-1の2ページから始まっているのですが、提言があって、論点があって、国土交通省の方が出された説明資料があって、と整理されておりましたので、非常に議論がわかりやすく、しやすかったように思います。できましたら住民参加部会の方の資料もこのような形で整理をして頂けると、次回はもう少し議論しやすくなるのかなと思いますので、お願いしたいなと思っています。

尾藤委員

もし議論が出ていたら、利水部会の池淵委員に教えて欲しいのです。水需要管理のことにつきまして、他の部会にも最終的には関連してくると思いますけれども、水需要管理を具体的に実行しようとする場合に、農業用水とか工業用水とか生活用水とかいろいろな分野にまたがってくると思います。そうすると、国土交通省の法的な問題も絡んできて、権限のないところの分野について、どこまで具体の計画として書くことができるのかというようなことが問題になります。国土交通省以外のところに踏み込む方法論が最終的に問題になってくると思います。従来の延長だけではなく、何か新しいところに踏み込もうとする場合に具体的にどうやっていくのかについて、意見は何かあったのでしょうか。

池淵委員

水需要管理の主体をどう考えるのかということで、理念転換と考えられる施策を並べてはありますけれども、どこがどのようにやるのかというものについて、具体化ができるかどうかということがあります。

しかし、行政にも自治体にも国にも役割がありますし、とるべきだというようなことで、国土交通省だけではできないことも包含して議論をしておくべきではないかというスタンスをとっております。連携や関係省庁にどのような働きかけをするかなどについて、施策として取り込めるものと啓発啓蒙という形で取り込めるものに、具体化の中で取捨選択せざるを得ない内容を論点として持ち合わせているかと思えます。

今日の時点では、供給管理を担当してこられた河川管理者は、そこにとどまらない形の調整をする役割と内容を十分持ち合わせているというような形で展開をしていくべきであり、してもらいたいという議論の段階で、とどまっております。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

私どもがお示ししている説明資料（第1稿）では、河川整備の方針なり、具体的な整備の内容というのが4章、5章で書かれています。提言の中には、ある意味で我々の範疇を超えるものがたくさん出ておまして、利水の部分で言うならば、正確に言うと多少違ってくるところがありますけど、我々は水需要の精査・確認をするような立場ではあるだろうと思います。それから、工業用水等の用途間転用について我々が調整する立場であろうとも思います。ただし、水需要の抑制のような話になりますと、直接的にはなかなか難しく、そういう意味では、水利用に関する情報交換等を行う組織をつくっていかう、がんばってそこまでやろうということを書いているということです。

例えば、今日の環境・利用部会の水質検討班でもご指摘があったのですが、水質についても流域全体でやっていかなければならないので、説明資料（第1稿）では「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」を設立して、自治体、関係省庁、住民団体から構成されるといったものをつくってやっていかうと考えています。これは、水質に関しては流域全体で取り組んでいかなければならないのだけど、我々の基本的な範疇は河川の中だけであり、実効的に水質をよくしていくためには、流域全体の取り組みをしていくというのが、多分一番よいだろうと思い、こういう協議会の設立を検討していくというように書いています。我々のできる範囲で、できるだけ実効性のあることを考えていくと、現在のところこういうところまでは言えるのではないかとというのが、説明資料（第1稿）になっているということです。

仁連委員

今のご意見に関してなのですが、実際に水需要に関わるのは、河川管理者だけではなくて、直接的には水道なり農業水利の団体だと思えます。

例えば水道を考えてみますと、上水道を供給している公営企業に水需要を抑制するインセンティブというのは、基本的に十分な水利権が確保されていないという場合には働きますけども、そうでない場合には働かないわけです。特に、淀川の下流の流域では、現在の水利権で十分間に合うような需要の実態だと思えます。そうであれば、上水道企業者が需要抑制するという事はないわけです。

そういう実態の中で考えますと、水需要の抑制を進めていく中で河川管理者は関係ないということではなくて、やはり河川管理者として、この問題にどうしたら取り組めるかということ、一步足を踏み出して、考えていくべきではないかと思っております。

そのことに関して、文書で出させて頂きましたけども、現在の河川管理者の権限でできることはもっとできることがあるのではないかなと考えています。

山村委員

2つ問題点があります。1つは今言われた総合的な流域管理における整備局の権限外のことをどうやるかという問題です。参考資料2-1として、アメリカにおきましては、カリフォルニアの河川流域の総合計画の場合には、全て流域に関係する全ての官庁によるコンソーシアム（共同委員会）というものをつくりまして、そこが総合管理のアセスメントをずっと

やっていくというシステムをやっているわけです。

問題は、そういうことを現行法の枠内で行えるのかどうかという点です。現在の縦割り行政の中での最近の行政手法というのは、契約手法をつくったり、委任手法をつくったり、いろいろと工夫して横の連絡調整をやるという手法が開発されているわけです。それ以前におきまして、例えば各省間の覚書というものがあまして、その覚書でいろいろと調整をやっているというのがあります。

例といたしましては、森林開発についてどの程度開発できるかという国有林の伐採基準は環境省と覚書を結んでやっているわけなのです。ですから、その他、契約手法というのとはられているところもあるわけです。

問題は先ほど言われましたように、それを河川管理者で考えるというのではなくて、こういう手法であれば、河川管理者以外の場合でもできるのではないかと、これを我々が提言していくべきではないかと思えます。

そのための方向としては2つあると思えます。

1つは、関係省庁間の協定、覚書、契約という形でやる場合です。もう1つの方法はクッションとして住民を入れるという方法です。住民は縦割りではないのです。ですから、住民が河川整備計画に関して意見を言って、河川管理者が河川局の権限外でできませんと言った場合には、住民は今度はその権限を持っている官庁の方にどんどんと提言していく形で、住民がクッションとなって調整していくというやり方です。現行法の枠内でもできることがたくさんあると思えます。それを我々も提言していくべきではないかということが1つです。

それから、説明資料(第1稿)について我々の意見をまとめるということになっているのですが、確認して頂きたいのは、説明資料(第1稿)だけについて意見を言うのか、或いは今日頂いた具体的な整備内容シート(第1稿)についても意見を言うのか。各部会で理解がばらばらになっているような感じがします。ですから、今回の意見のとりまとめでどこまで意見を言うのか、あらかじめ合意しておいた方がよいのではないかと思えます。

そうでないと、環境・利用部会は非常に詳細に適合した形でやっていますが、他の部会は、ただ文書で少し書いているだけだと思います。それぞれ部会によって違ったやり方で意見を言うというのも、ちょっとおかしいのではないかと、これを言いたいと思えます。

畑委員

河川整備計画の理念にもつながるところですので、一言だけ申し上げます。

淀川は古都を貫く、貫流するという意味で、歴史的遺産と関わる場所が多いと思われませんが、前回の宇治川の工事に関する質問に対しまして、河川管理者から十分な回答は頂いておりません。今回も参考資料1の中で住民からご意見が出ておりますけれども、宇治川のごことは大事な問題と考えております。淀川部会に関わらない者としましては、現状どのように進んでいるのか、どのような結論が出ているのか存じておりませんので、少し説明して頂ければ、大変ありがたく思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

宇治川の工事の経緯や現状の話ですね。これについては、畑委員の方に直接、私の方から説明させて頂くということです。この場で説明してもと思いますので、もし他の方でも個別にということでありましたら、いつでも説明に参ります。畑委員には、こちらの方からご説明いたします。

寺西委員

この会議にオブザーバーとして2回参加させて頂いておりますが、それ以前の議論の経緯を必ずしも十分踏まえておりませんので、的外れな発言になるかもしれません。

今日の環境・利用部会の水質班の審議の中で、私の専門との関係で気になったのは、提言の水質の部分が少し弱いと感じました。これまで、特に閉鎖性水域で必ずしも十分に水質汚染が減らせてない、その政策的な手法の欠陥がどこにあったかということを考えてみますと、提言に書いてありますように総合的な流域の水質管理のシステムをつくるという時に流域全体からその水系に流れ込む、或いはそこに流入してくる総負荷量をトータルに管理する考え方は非常に大事だと思いますが、それを管理して減らすためにどのように政策手段を使ったらよいか考える必要があります。今までのように個々の行政機関が基準を設けて、基準違反を摘発して罰金を取るという直接規制型だけで面的な汚染負荷量を減らしていけるかということになりますと、監視や管理だけではなく、削減が進んでいくような独自の経済的メカニズムを導入しなければいけない時期に来ているのではないかと思います。

ご承知のようにドイツやオランダ等では、汚染負荷量に応じた汚染負荷金というチャージ金を取って、説明資料(第1稿)で言えば水質管理協議会にあたるような、向こうでは水利組合、管理組合というところが水質浄化をしていくための資金に充てているわけです。そういうような新しい経済的仕掛けについても、淀川水系では実験的に検討していくというような方向を盛り込んで頂きたいと感じました。

芦田委員長

大変貴重な意見をありがとうございました。これは水質検討班でご検討頂きたいと思いません。

吉田委員

参考資料3で配られているダムに関する環境影響評価等の資料についてです。環境・利用部会の方でも、今日は触れなかったと思いますが、こういったものについて十分にチェックする時間というのはあまりないようなのです。

このままいきますと、今度は地域別部会に移ってしまいます。環境・利用部会でこれを十分議論する時間だけではなく、治水部会や利水部会も含めて検討しなくてはいけないと思いますので、そういったことを検討する時間を是非とって頂きたいという要望です。

芦田委員長

その件について、今後のスケジュールについてご説明したいと思います。

当初、4月21日の委員会に各テーマ別部会でとりまとめたものを報告して欲しいと申しました。それは、4月初旬に、例えばダムの見直しを含めた、もう少し河川整備計画原案に近いようなものを全部出して頂き、さらに4月中に2回くらい議論してまとめてもらうと考えていました。しかし、国土交通省によれば4月21日くらいに何とか出せるのではないかと思いますので、4月21日から少なくとも2、3回くらいはテーマ別部会でも検討して頂きたいと思っているわけです。

資料6を見て頂きますと、今後のスケジュールですが、4月21日にとりまとめという前提で各テーマ別部会を2回ずつくらい開いて頂くことにしていたのですが、4月21日よりちょっとずれ込んで、少なくとも、1カ月、或いは2カ月くらい遅れるかも知れないと思いますので、そういうスケジュールでいきたいと思います。

住民参加部会の方では、4月21日までにとりまとめたものを報告するという事です。それは非常に結構でして、やって頂きたいと思いますが、その他の部会につきましては、もう少し延ばした方がよいのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

治水、利水部会につきましては4月に2回ずつ開催するという事になっておりますけど、今の状況では2回もやる必要ないのではないかと思います。どうでしょうか。

今本委員

例えばダムのところを除いても、かなり審議をする部分があるわけです。その部分のところには、殆ど原案というのは決まっているのでしょうか。決まっていると考えてよろしいですね。

そうしましたら、できれば、ダム以外の部分だけでも2回会議を持って審議し、ダムのところは時間をかけざるを得ないと思っています。ダムについては、提言では、あらゆる代替案の検討のもとで住民の合意を得なければならないとしています。同じことが委員会に対しても、あらゆる代替案を示して、委員会の合意を得なければならないと私は考えていますが、そういう代替案までお示し頂けるのでしょうか。

芦田委員長

それは4月21日にできますか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

今、そのスケジュールで努力しております。

芦田委員長

そうしますと、少なくとも4月21日以降、例えばダムの見直し等の資料が出た以降、何回かテーマ別部会で議論して頂くという時間をとりたいと思います。それまで、1回、或いは2回にするか各部会にお任せしていきたいと思いますので、環境・利用部会の方もよろし

くお願いします。

そうということで、当初、4月21日までにテーマ別部会を終わらせて、地域別部会に移ると言っていたのを延ばしたいと思います。もちろん、地域別部会につきましては、テーマ別部会が終わってから開く必要はなくて、4月21日くらいから開いて頂いてもよいと思います。それにつきましては、今後、運営会議で議論したいと思いますので、お任せをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、一般傍聴者の方のご発言をお願いしたいと思います。

傍聴者(野村)

ご苦労さまです。「関西のダムと水道を考える会」の野村です。工業用水道につきまして、私どもの会で最近調べたことがありますので、お知らせしておきたいと思います。

実は、今朝の利水部会で既に申し上げことなのですが、この委員会の場でもう一度申し上げたいと思います。

お手元の参考資料1の最後の部分です。ページでいきますと358-1、そこから先が私どもが今回出しております意見書です。

要点に絞らせて頂きますが、今日も出ておりましたように、工業用水の用途転用ということで、説明資料(第1稿)の22ページに3つの工業用水道が書かれているわけです。1つが大阪臨海工業用水道、もう1つが大阪府営工業用水道、3つ目が尼崎市営工業用水道ということですが、特に臨海につきましては、河川管理者からの説明資料に一部出ておりますけれども、あとの2つについては、今のところ出てないと思います。その辺の動きがありますので、ちょっとお知らせしておきたいと思います。

まず、大阪臨海ですが、これは既にご承知かと思いますが、新日鉄の堺製鉄所が閉鎖ということに伴いまして、12万m³/日の水利権の余剰が発生しております。来年3月にこの臨海工業企業団そのものが解散ということに決まっております。これに関係しまして、大阪府がお金を出してこの水利権を買い取るということで、その予算も大阪府の予算に計上されております。ですから、この12万m³/日が大阪府営水道、正確に言いますと上水道の方になるのですが、これに移譲されるというのは決定事項です。

ですから、これは当然、大阪府営水道が現在参画しております淀川水系のダム計画の見直しにつながるものではないかと私たちは考えております。これにつきまして、大阪府水道部に対しまして質問書を出しております、これも資料の後ろの方につけております。

2番目の大阪府営工業用水道ですが、これにつきましては、実は大阪府水道部が現在、将来構想というのをずっと検討しております、最近になりましてこれをまとめております。大阪府水道事業将来構想ということで、つい最近まとめております。この中に次のような文言があります。府営工業用水道の一部の水利権等についても府営水道への転用が図られるよう、国を初めとする関係機関との協議を進めていく必要があるということです。この必要があると書いていますのは、外部の審議会とかではありませんで、大阪府水道部みずからがこのように書いているということです。

その水利権が幾らくらいになるのかということにつきましては、この文書には明らかに

されておりましたが、9月の大阪府議会の議事録を見ますと、おおよその見当がついておりまして、約25万m³程度ではないかと私どもは見ております。ですから、先ほどの12万m³/日と合わせますと、非常に大きな量ということになるわけです。

もう1点、尼崎市営工業用水道ですが、これはこの意見書に間に合いませんでしたので書いておりましたが、ご説明しますと、尼崎市の水道局に問い合わせしました結果、今、淀川に対しまして約28万tの水利権を持っているが、需要が減ったので、昨年9月に一気に半分に落としたと、1つの配水場も全面閉鎖したということで、今、正味14万tの水利権が尼崎市営工業用水道としては余っているということでした。

ちなみに、この14万m³という数字は阪神水道企業団が計画しています余野川ダムの9万m³、丹生ダムの4万8000m³を合わせました数字とほぼ合致する数量です。そういう動きがあるということを知っておいて頂きたいと思います。

芦田委員長

その他、いいかがでしょう。ないようですから、資料6の今後の日程の確認をしておきたいと思います。

運営会議は4月17日、これは予定通り開催したいと思います。それから、委員会につきましては、4月21日、5月16日、6月27日、この表の通り、開催したいと思います。

テーマ別部会につきましては、それぞれ部会長から、少なくとも4月中のスケジュールについてちょっとアナウンスして頂きたいと思いますが、今本委員、お願いします。

今本委員

治水部会につきましては、非常にお忙しいところ恐縮なのですが、この表に書いてある資料6の通り、4月10日の9時30分から12時30分、それから4月14日の9時30分から12時30分ということでよろしく願いいたします。

宗宮委員

環境・利用部会ですが、記載のように4月10日と4月17日。10日の日は午後1時30分から、17日もやはり午後1時30分からということで、2回開催させて頂くという見積もりをしております。よろしく願いします。

池淵委員

利水部会、先ほど来ちょっと出ておりますが、精査・確認という内容も少し準備状況等を調整する必要があるかと思いますが、4月8日の午前中と4月14日の午後の2回を目下予定させて頂いております。

三田村委員

住民参加部会について予定をご報告いたします。4月11日金曜日の14時から17時、これは先ほどご説明いたしましたように、一般意見の聴取・反映方法についての提言をほぼ完

成していきたいと思っております。また継続になる可能性もありますので、4月18日もお考え頂きたいと思えます。

なお、論点につきましても少し触れていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

芦田委員長

どうもありがとうございました。この資料6の表の通り開催するということになりました。その後4月21日以降もかなりやらないけないということで、ちょっと負担をかけますけどもよろしく願いします。

米山委員

先ほど、山村委員がおっしゃったことについてですが、今度からは具体的な整備内容シート(第1稿)を基準にしたらどうでしょうか。これを基本にして議論するということにして頂いた方が平準化すると思えます。

芦田委員長

本日は長時間にわたってお疲れだと思えますが、これで終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 新田)

長時間大変ありがとうございました。これをもちまして、淀川水系流域委員会第19回委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

なお、次回の委員会は4月21日となっております。よろしく願いいたします。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1 . 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
- 2 . 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3 . 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。